

随意契約理由書

神戸市

件名	神戸駅前D51展示車両修繕業務		
契約業者名	株式会社 J R 西日本テクノス		
随意契約の理由	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当		
随意契約の相手方を選定した理由 神戸駅前D51展示車両は、昭和53年に神戸市が日本国有鉄道（現・西日本旅客鉄道株式会社）から無償で借り受けているものである。 車両貸借契約書第 6 条には、保存及び管理の責任として、神戸市が車両の引渡しを受けてから返還完了時まで、当該物件の保存及び管理について一切の責任を負うものとするところから、機体の下部が大きく捲れている状態について、神戸市側で対応する必要性が生じている。また、第 2 条には車両の引渡し、移動、保存、修理、管理、返還その他一切の費用は神戸市の負担とするところから、費用についても神戸市側で負担する必要がある。 契約書第 8 条異状時措置において所有者の指示に従い原形に復することが定められているため、現所有者である西日本旅客鉄道株式会社と協議したところ、車両の修理実績を豊富に有する JR 西日本テクノスを修繕業者として指定された。そのため、同社に修繕業務を依頼するものとする。			
担当部署 (問合せ先)	文化スポーツ局文化交流課 (電話番号322-5166)		